

改正

平成18年3月24日条例第24号
平成24年3月28日条例第2号
平成25年3月18日条例第24号

佐久市公民館条例

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第24条及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、公民館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐久市公民館	佐久市取出町183番地

2 公民館に地区館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐久市公民館浅間地区館	佐久市岩村田543番地
佐久市公民館野沢地区館	佐久市取出町183番地
佐久市公民館中込地区館	佐久市平賀1897番地
佐久市公民館東地区館	佐久市志賀6059番地1
佐久市公民館臼田地区館	佐久市下越16番地5
佐久市公民館浅科地区館	佐久市塩名田1338番地
佐久市公民館望月地区館	佐久市望月303番地

(職員)

第3条 公民館に館長、事務職員その他必要な職員を置く。

(公民館運営審議会)

第4条 公民館に法第29条の規定により公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

3 審議会は、委員20人以内で組織する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月24日条例第24号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月28日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。(後略)

(佐久市公民館条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に第4条の規定による改正前の佐久市公民館条例第4条の規定により委嘱された公民館運営審議会の委員は、第4条の規定による改正後の佐久市公民館条例第4条第2項の規定により委嘱された公民館運営審議会の委員とみなす。

附 則 (平成25年3月18日条例第24号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

佐久市公民館運営審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会教育法（昭和24年法律第207号）及び佐久市公民館条例（平成17年佐久市条例第204号）に定めるもののほか、佐久市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(職務)

第3条 審議会は、館長の諮問に応じ、公民館事業の企画及び実施について調査及び審議をする。

(会議)

第4条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じ招集し、会長が議長となる。

2 会議は、審議会委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第5条 審議会は、必要により専門部会を設けることができる。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。